

山陽小野田市訪問型サービス(緩和)サービスコード表

《 給付率 90% 》

令和8年6月施行版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1001	訪問型緩和サービスⅠ	訪問型サービス費(生活維持型Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回・週2回利用)			179	1回につき
A3	1003	訪問型緩和サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			161	
A3	1005	訪問型緩和サービス初回加算	初回加算	200 単位加算			200	1月につき
A3	1007	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1イ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1イ	週1回程度利用	所定単位数の 270/1000加算	217	
A3	1020	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2イ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2イ	週2回程度利用	所定単位数の 270/1000加算	435	
A3	1032	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1ロ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1ロ	週1回程度利用	所定単位数の 287/1000加算	231	
A3	1033	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2ロ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2ロ	週2回程度利用	所定単位数の 287/1000加算	462	
A3	1008	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1イ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1イ	週1回程度利用	所定単位数の 249/1000加算	201	
A3	1021	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2イ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2イ	週2回程度利用	所定単位数の 249/1000加算	401	
A3	1034	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1ロ		(7)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1ロ	週1回程度利用	所定単位数の 266/1000加算	214	
A3	1035	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2ロ		(8)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2ロ	週2回程度利用	所定単位数の 266/1000加算	429	
A3	1009	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ1		(9)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)1	週1回程度利用	所定単位数の 207/1000加算	167	
A3	1022	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ2		(10)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)2	週2回程度利用	所定単位数の 207/1000加算	333	
A3	1030	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ1		(11)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)1	週1回程度利用	所定単位数の 170/1000加算	137	
A3	1031	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ2		(12)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)2	週2回程度利用	所定単位数の 170/1000加算	274	
A3	1014	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100	
A3	1015	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	

山陽小野田市訪問型サービス(緩和)サービスコード表

《 給付率 80% 》

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1101	訪問型緩和サービスⅠ	訪問型サービス費(生活維持型Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回・週2回利用)			179	1回につき
A3	1103	訪問型緩和サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			161	
A3	1105	訪問型緩和サービス初回加算	初回加算	200 単位加算			200	1月につき
A3	1107	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1イ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1イ	週1回程度利用	所定単位数の 270/1000加算	217	
A3	1120	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2イ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2イ	週2回程度利用	所定単位数の 270/1000加算	435	
A3	1132	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1ロ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1ロ	週1回程度利用	所定単位数の 287/1000加算	231	
A3	1133	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2ロ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2ロ	週2回程度利用	所定単位数の 287/1000加算	462	
A3	1108	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1イ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1イ	週1回程度利用	所定単位数の 249/1000加算	201	
A3	1121	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2イ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2イ	週2回程度利用	所定単位数の 249/1000加算	401	
A3	1134	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1ロ		(7)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1ロ	週1回程度利用	所定単位数の 266/1000加算	214	
A3	1135	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2ロ		(8)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2ロ	週2回程度利用	所定単位数の 266/1000加算	429	
A3	1109	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ1		(9)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)1	週1回程度利用	所定単位数の 207/1000加算	167	
A3	1122	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ2		(10)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)2	週2回程度利用	所定単位数の 207/1000加算	333	
A3	1130	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ1		(11)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)1	週1回程度利用	所定単位数の 170/1000加算	137	
A3	1131	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ2		(12)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)2	週2回程度利用	所定単位数の 170/1000加算	274	
A3	1114	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100	
A3	1115	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A3	1201	訪問型緩和サービスⅠ	訪問型サービス費(生活維持型Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回・週2回利用)			179	1回につき
A3	1203	訪問型緩和サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			161	
A3	1205	訪問型緩和サービス初回加算	初回加算	200 単位加算			200	1月につき
A3	1207	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1イ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1イ	週1回程度利用	所定単位数の 270/1000加算	217	
A3	1220	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2イ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2イ	週2回程度利用	所定単位数の 270/1000加算	435	
A3	1232	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1ロ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1ロ	週1回程度利用	所定単位数の 287/1000加算	231	
A3	1233	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2ロ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2ロ	週2回程度利用	所定単位数の 287/1000加算	462	
A3	1208	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1イ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1イ	週1回程度利用	所定単位数の 249/1000加算	201	
A3	1221	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2イ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2イ	週2回程度利用	所定単位数の 249/1000加算	401	
A3	1234	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1ロ		(7)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1ロ	週1回程度利用	所定単位数の 266/1000加算	214	
A3	1235	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2ロ		(8)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2ロ	週2回程度利用	所定単位数の 266/1000加算	429	
A3	1209	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ1		(9)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)1	週1回程度利用	所定単位数の 207/1000加算	167	
A3	1222	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ2		(10)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)2	週2回程度利用	所定単位数の 207/1000加算	333	
A3	1230	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ1		(11)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)1	週1回程度利用	所定単位数の 170/1000加算	137	
A3	1231	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ2		(12)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)2	週2回程度利用	所定単位数の 170/1000加算	274	
A3	1214	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100	
A3	1225	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	

色分けルール

- ・水色 新設
- ・黄色又は赤字⇒変更
- ・灰色⇒終了